

# 国出先機関の「丸ごと」移管に向けて ～課題の整理と今後の方針～

平成23年2月17日

関西広域連合

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

# 1 「丸ごと」移管とは？

(アクション・プラン)

◇ 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する。

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。



関西広域連合の求める「丸ごと」移管とは、

■ 国出先機関の権限・財源・組織を一括移管

⇒ 関西広域連合は、国出先機関の多様な機能を丸ごと担う覚悟  
(原則、国出先機関を現行組織のまま広域連合へ移管する)

**※広域連合制度を前提に移管の枠組みを検討すべき!**

## 2 移管対象とする機関は？

関西広域連合は、

■ 全国知事会 国出先機関原則廃止PTが検討対象とした  
8府省15系統の出先機関\*の移管を目指す。

⇒ 但し、早期に改革の実をあげるため、  
現実的なアプローチとして、段階的な移管も厭わない。

そのため第1ステップとして、

- ・ 関西広域連合の現行事務に関係の深い機関
  - ・ 地方が特に移管を求めてきた事務に関係の深い機関
- から移管を進める。

⇒ 今後、関西として求める移管対象を明示する。

**※政府としても、誠実に協議・対応を！**

## <参考>

### ■ 全国知事会 国出先機関原則廃止PTが検討対象とした 8府省15系統の出先機関

府省	出先機関
内閣府	沖縄総合事務局
総務省	総合通信局
法務省	法務局・地方法務局
厚生労働省	地方厚生局 都道府県労働局 中央労働委員会地方事務所
農林水産省	地方農政局 森林管理局 漁業調整事務所
経済産業省	経済産業局
国土交通省	地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局
環境省	地方環境事務所

\* 正確には、関西が対象とならない内閣府〔沖縄総合事務局〕、国土交通省〔北海道開発局〕、及び個別府県への移管を前提とする都道府県労働局を除く7府省12系統

### 3 関西広域連合に参加していない県の区域の扱いは？

- 近畿地方の国出先機関の管轄区域には、  
関西広域連合に未参加の県がある
  - (例) ・地方整備局:福井県、三重県(一部\*)、奈良県
  - ・経済産業局:福井県、奈良県

⇒ 関西広域連合は、これらの県の区域に係る事務も担う覚悟

- ・ 未参加県や管轄区域のズレがあっても、  
移管を実現する方法を検討すべき

※大きな方針の提示・決定を！

\* 河川管理(淀川水系、新宮川水系)、砂防(木津川上流)において三重県内に管轄区域あり